

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総括調整室、<u>厚生労働省改革推進室</u>及び情報化担当参事官室）</p> <p>第9条の3 大臣官房に、総括調整室、<u>厚生労働省改革推進室</u>及び情報化担当参事官室を置く。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 <u>厚生労働省改革推進室</u>は、厚生労働省における<u>厚生労働省改革</u>の推進に関する総合調整、必要な指示及び助言その他の援助に関する事務をつかさどる。</p> <p>8 <u>厚生労働省改革推進室</u>に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。</u>）並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>9 室長代理は、命を受けて、<u>厚生労働省改革推進室</u>の事務を分担処理する。 （削る）</p> <p>10 室員は、命を受けて、<u>厚生労働省改革推進室</u>の事務処理に当たる。</p> <p>11 第56条第2項の規定にかかわらず、<u>厚生労働省改革推進室</u>の運営に関し必要な事項は、室長が定める。</p> <p>12・13（略）</p>	<p>（総括調整室、<u>業務改革推進室</u>及び情報化担当参事官室）</p> <p>第9条の3 大臣官房に、総括調整室、<u>業務改革推進室</u>及び情報化担当参事官室を置く。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 <u>業務改革推進室</u>は、厚生労働省における<u>業務改革</u>の推進に関する総合調整、必要な指示及び助言その他の援助に関する事務をつかさどる。</p> <p>8 <u>業務改革推進室</u>に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>組織令第18条第1項に規定するサイバーセキュリティ・情報化審議官をもって充てられるものとする。</u>）、<u>副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）</u>並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>9 室長代理は、命を受けて、<u>業務改革推進室</u>の事務を分担処理する。</p> <p>10 <u>副室長は、命を受けて、室長及び室長代理を助け、業務改革推進室の事務を分担処理する。</u></p> <p>11 室員は、命を受けて、<u>業務改革推進室</u>の事務処理に当たる。</p> <p>12 第56条第2項の規定にかかわらず、<u>業務改革推進室</u>の運営に関し必要な事項は、室長が定める。</p> <p>13・14（略）</p>

(会計企画調整室、会計DX推進室、厚生管理室、ヘルスケア推進室及び上席会計監査官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、会計DX推進室、厚生管理室及びヘルスケア推進室を置く。

2 会計企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働省の会計事務の効率化に関すること(会計DX推進室の所掌に属するものを除く。)。

3 (略)

4 会計DX推進室は、デジタル技術を活用して行う厚生労働省の会計事務の効率化の推進に関する事務をつかさどる。

5 会計DX推進室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。

6～11 (略)

(感染症DX推進室及び検疫所管理室)

第25条の3 健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課に、感染症DX推進室及び検疫所管理室を置く。

2 感染症DX推進室は、感染症対策部の所掌事務のうち、デジタル技術の活用の総合的な企画及び立案並びに調整に関すること(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 感染症DX推進室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官並びに係及び係長並びに主査を置く。

4・5 (略)

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、ワンヘルス対策推進室、

(会計企画調整室、厚生管理室、ヘルスケア推進室及び上席会計監査官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、厚生管理室及びヘルスケア推進室を置く。

2 会計企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働省の会計事務の効率化に関すること。

3 (略)

(新設)

(新設)

4～9 (略)

(検疫所管理室)

第25条の3 健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課に、検疫所管理室を置く。

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進

パンデミック対策推進室、感染症危機対応医薬品等対策推進室及び国立健康危機管理研究機構支援室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、ワンヘルス対策推進室、パンデミック対策推進室、感染症危機対応医薬品等対策推進室及び国立健康危機管理研究機構支援室を置く。

2～5 (略)

6 ワンヘルス対策推進室は、ワンヘルス・アプローチによる感染症対策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び結核対策推進室の所掌に属するもの並びに情報の管理に係るものを除く。）をつかさどる。

7 ワンヘルス対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長並びに主査を置く。

8・9 (略)

(削る)

(削る)

10 感染症危機対応医薬品等対策推進室は、感染症危機対応医薬品等の安定的な確保に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び他課の所掌に属するもの並びに情報の管理に係るものを除く。）をつかさどる。

11 感染症危機対応医薬品等対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。

室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構支援室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構支援室を置く。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

6・7 (略)

8 国際感染症対策室は、国際的脅威となる感染症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他局、他課、エイズ対策推進室及びパンデミック対策推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9 国際感染症対策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長並びに主査を置く。

(新設)

(新設)

12・13 (略)

(地域共生社会推進室)

第36条の2 (略)

2 (略)

3 地域共生社会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。） 3人及び室長補佐を置く。

4 副室長は、命を受けて、室長を助け、地域共生社会推進室の事務を分担処理する。

(海外協力室及び技能実習業務指導室)

第42条の11 (略)

2・3 (略)

4 技能実習業務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち技能実習に関する指導監督及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）附則第5条の認定等に関する準備行為に関すること。

(2) (略)

5 (略)

10・11 (略)

(地域共生社会推進室)

第36条の2 (略)

2 (略)

3 地域共生社会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(新設)

(海外協力室及び技能実習業務指導室)

第42条の11 (略)

2・3 (略)

4 技能実習業務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち技能実習に関する指導監督に関すること。

(2) (略)

5 (略)